

## 那珂市議会 議員定数等調査特別委員会記録

開催日時 平成26年9月9日(火) 本会議終了後

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 加藤 直行 副委員長 中崎 政長  
委員 寺門 厚 議員 小宅 清史  
委員 綿引 孝光 委員 木野 広宣  
委員 笹島 猛 委員 石川 利秋  
委員 木村 静枝

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 助川 則夫 事務局長 城宝 信保  
事務局次長 深谷 忍 次長補佐 渡辺 荘一

会議事件説明ため出席者の職氏名

なし

会議に付した事件と結果

(1) 公聴会について

結果：公聴会を開催することに決定

会議資料 別添のとおり

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前11時9分)

委員長 本会議の後の大変お疲れのところ、ただいまより議員定数等の調査特別委員会を開会したいと思います。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを利用してください。発言は、簡潔かつ明瞭にわかりやすくお願いします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださるか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は9名であります。欠席委員はありません。

定足数に達しておりますので、これより議員定数等調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長。議会事務局より事務局長、事務局次長、次長補佐が出席をしております。

ここで、議長よりごあいさつを願います。

議長 皆さん大変お疲れのところ、議員定数等調査特別委員会を開催いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ご存じのとおり、定数等に関しましての問題は、市民の皆様方の熱い視線が常に注がれておる状況下であると思っております。

本日の審議に関しましても、どうぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。たいへんご苦労さまです。

委員長 本委員会に付託された事件は別紙のとおりです。これより、議事に入ります。

まず、公聴会について、事務局から、説明をさせます。

次長補佐 はい、それではお手元の資料について説明させていただきます。

タイトルが公聴会についてということで、資料がありますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まずですね、この公聴会につきましては、議員定数等調査特別委員会の当初のスケジュールの中にもですね、11月ごろ実施していくということで、ご了承いただいて進めているところでございます。審議の内容についてはですね、今、さまざまな件について、検討中でございますが、公聴会を開催するというところでございますので、この公聴会のどのような内容で開催するのかとか、その公聴会についてご説明をさせていただきます。その後ですね、公聴会開催の決定について、ご審議のほうをお願いしたいと思います。

まず公聴会でございますが、1番とありますように、議会の本会議や委員会において、必要に応じて、広く議会外の意見を聴き、会議での審査または調査を充実させる等のために開催されるものをいいます。

それで、この関係条例規則でございますが、まず、議会基本条例のところ、11条でございますが、議会は議員提案等により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため公聴会等を活用するものとする。というふうでございますので、この公聴会については、できるだけ、基本的に開催していくということでございます。

それから、実際にその公聴会の開催の手續等については、那珂市の委員会条例に記載がございますので、第23条から27条までございます。こちらについてですね。内容についてこのご説明をさせていただきますが、資料のほうの5ページのほうをお開きいただきたいと思っております。こちらにですね。委員会条例等に基づいて、具体的な公聴会の開催の概要が書いてあります。これは、皆さんもお持ちだと思いますが、議会議員のハンドブックですね。こちらに掲載してあるものを抜粋したものでございます。

その下の11とありまして、中段から下ですね、11の委員会外部からの意見聴取ということでございます。

公聴会でございますが、公聴会については先ほど冒頭で申し上げたとおりでございます。まず三角の下矢印の三角でございますが、住民の意見と乖離しないために開催でございます。委員会における予算、その他重要な議案や陳情等における審査または調査において、所属する委員の意見だけでなく、広く委員以外の外部の意見を参考とすることが、委員会の審査の充実に資する場合があります。

後のページでございます。また、住民の代表である議会の一機関である委員会の意見が、住民の意見から乖離しないために、直接住民の意見を聞く必要がある場合があります。そのための方法が公聴会です。

その下でございますが、案件に対する討論前までに開催すること。公聴会は、委員会での審査または調査を充実させるために行うものですから、審査中に開く必要があります。すなわち、各委員の意見が表明される討論が開始される前までに公聴会を開催し、第三者から意見を聞き、審査または調査に役立たせる必要があります。

その次でございます。議長の承認後、開催の公示を行う。公聴会は、委員会における公聴会開催決定の議決後、委員会の申し出を議長が承認することにより開催することができます。ここで、議長が公聴会を開催することを承認した場合には、公聴会を開催する日時、場所、意見を聴こうとする案件、その他必要な事項を公示し、住民に公聴会の開催を通知する必要があります。

その次でございますが、公述人は、委員会が選定でございます。公聴会においては意見を述べてもらう者、すなわち公述人を選定する必要があります。この公述人を選定できる権限を持つのが公聴会を開催する委員会です。委員会による公述人の選定方法は、①公聴会開催の公示をみて、文書により意見を述べる旨を申し出た者の中から委員会が選定する。②委員会みずから利害関係者及び各種経験者を選定するという二つの方法があります。

次のページでございます。それから、賛否が偏らないように公述人を選定。公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ委員会に対して文書によって意見を述べる理由と案件について、賛成か反対かを申し出る必要があります。なぜなら、公述人をできるだけ賛成または反対の一方に偏ることのないよう、選定することを委員会に義務づけているからです。これは、公述人が賛成または反対のどちらか一方に偏った場合、住民等の意見を聴取し、審査または調査に役立てるはずの委員会の意見が一方に偏ってしまうおそれがあるからです。なお、当該申し出に対しては、公聴会で意見を述べてもらう者を委員会で決定し、議長を経由して通知することになりますが、申し出のあったものすべてを公述人として選定する義務はありません。また、公述人は賛否同数とする必要があることに留意が必要です。

その次でございます。公聴会は必ず公開。公聴会は委員会の一形態とはいえ、委員長の判断により非公開とすることはできず、必ず公開しなければなりません。これは公聴会の性格によるものです。

それから、その下ですね。公述人は質疑をすることはできない。実際に公聴会が開催されると、公述人は委員長の許可を得た後、委員会の意見を聞こうとする案件の範囲内で発言することとなります。ただし、公述人は公聴会を開催した委員会の委員に対して質疑することはできません。公述人はあくまで案件に対する賛成または反対の意見を述べるだけであり、案件の疑義を解明する必要がないからです。

その次のページをお願いします。それから、委員は公述人に質疑ができる。委員は公述人に対し、質疑をすることができます。審査の充実のために招致しているのに、公述人の意見に対し疑義を残したままにしては審査に不備を残すと考えられるからです。

その次、公述人に対する委員長の措置。公述人が公聴会で認められた発言の範囲を超えたり、不穏当な言動をした場合、委員長は発言を制止させたり、当該公述人を退席させたりすることができます。

それから、公述人本人からの聴取が原則。公述人が病気などで公聴会に出席できない場合、代理人に意見を述べさせたり、文書で意見を提示させたりすることはできません。これは、公述人本人の意見を聴取するのが公聴会の目的であるためです。ただし、例外として委員会が代理人による公述を特に許可した場合は認めることができます。

ということでございます。

この内容がですね、先ほどの委員会条例等の内容について、ちょっとまとめたものでございます。

それで、その次に2ページに戻っていただきまして、それでは実際に3番ですね。上の方にあります三番。公聴会の開催ということで、開催の具体的なスケジュールでございますが、まずですね、この特別委員会において、公聴会を開催する、しないを決定していただくこととなります。

そのあとですね、委員長から議長に対し、公聴会の開催を申請していただきまして、議長より、承認をいただければ、公聴会の開催の告示、お知らせ版などに掲載をして市民に告知していくということになります。

それと、それから告知した後ですね、公述人、市民の方から発言したい内容の申請を受け付けるということになります。それで、申請が上がってきた、締め切りまでに上がってきた部分につきまして、再度、特別委員会を開催いたしまして、その中の意見を全部見まして、公述人を選定するというところでございます。選定して、実際具体的にどういうふうな公聴会の会議を運営していくかということをお話いただきまして、決定した公述人へ出席依頼の通知を出すということでございます。

その後、公聴会を特別委員会として開催するというところでございます。実際、具体的にはですね、この会議室で公述人を呼びまして、執行部席の方にですね、お座りいただきまして、そこで意見を話してもらおうというふうに考えております。

それから②で公聴会の参加申請の内容でございますけれども、意見を申したいという方については、こちらの事項について記載をしてですね、提出してもらおうこととなります。基本事項として、その本人がわかりますように住所と氏名と職業、年齢、連絡先ですね。電話番号等を記載していただきます。職業、年齢等についてはですね。意見をこちらでお聞きするというところからですね、さまざまな業種とか、さまざまな年齢から幅広くご意見をお聞きするという部分で、公述人選定のときにですね。判断の材料としていただくため

に、職業年齢についてもここに付け加えております。

それから、実際の案件でございますが、今、審議しております。議員の定数と報酬について、ご意見をいただくというふうに考えております。まず、議員の定数現在の22名に対して賛成か反対かということですね。現在の現員議員定数22名について賛成という方は現状維持ということでございます。それから反対という方は、増員するか、または減員するかというふうな形で、理由を述べて理由を掲載していただくというものでございます。それから議員の議員報酬についてでございますが、こちらに議長、副議長、議員と書いてありますが、一般的に議員の報酬でございますので、この部分は一般の普通の議員の報酬34万5,000円について、賛成か反対かっていう形でちょっと意見を募集したいと思います。議長、副議長については、これ比較っていうか、その判断、一般的に判断するとなるとですね、ちょっと、何ですか、離れてしまうっていう形になりますので、この部分は議長、副議長、削除しまして議員の月額報酬34万5,000円について、どう思うかということで意見を募集していきたいと考えております。報酬の場合は、この議員報酬34万5,000円について、賛成という方はそのまま現状維持という方でございます。それから、これについて反対という方はもっと増やしたほうがいいのか、もっと減らした方がという形で、賛否を問うというものでございます。その賛否を明確にさせていただきまして、その理由も明確に記載をしてもらって、提出をしていただくというふうに考えております。

それから、その次のページ、3ページにいきまして、公聴会の開催の概要でございますけれども、場所については、先ほど申しましたように、この全員協議会室で実施したいというふうに考えております。それから、日時については、やはり一般の市民の方の都合を考慮しまして、日曜日に開催したいというふうに考えております。それから、会議の流れ、大体の流れでございますが、10時に開会をいたしまして、まず議員定数について、ご意見を伺いたいというふうに考えております。まずですね、その会議の概要趣旨等について説明いたしまして、それから公述人の発言ということで、考えております。これは想定しているのは、余りにもその公述人の数が多い場合ですね。議員定数については、それぞれ賛成反対5人ずつ、10人程度をですね、呼びまして、意見を聞いてはどうかというふうな形の案でございます。こちらちょっと流山市議会でもことしの1月に公聴会を実施したところですね。実施のやり方を参考にしたところでございますが、公述人については、1人5分程度で、理由、賛成、反対の理由をお話ししていただきまして、そうすると10人ですと、5分びったりでも50分かかりますので、それで大体1時間、話をいただいて、それからそのあとですね、この特別委員会の委員の方からですね、公述人に対して、質疑を行いたいと思います。質疑時間も、大体約30分程度を考えております。

そうすると、まず、議員定数については10時から始まりますと大体午前中いっぱい終わってしまうのかなというふうに考えております。

その後、今度は議員報酬についてのご意見については、午後から再開をいたしまして、

定数のときと同じように、10人程度の意見を賛成反対それぞれ同じ数ですね。10人程度の意見を聞いて、質疑をして、それで一応公述人の意見聴取については終了。

その後また再開いたしまして、委員会としての意見交換会を行って閉会というふうな流れで一応考えております。

それで、開催までのスケジュールの流れになりますけれども、資料の9ページのほうをちょっとお聞きいただきたいんですけども、ここにタイムスケジュール等をちょっと記載したものがございます。

本日、9月9日でございます。本日ですね、ちょっとお知らせ版の締め切りが今日付けになってるんですが、今週中であれば何とか原稿を提出は間に合うということでございますので、本日開催についてお諮りいただきまして、どうするか決定をいただきまして、もし開催するという事になれば、12日にですね、全員協議会で議員のほかの議員の皆さんにもお知らせをして、開催していくということで考えております。そうするとお知らせ版の発行が25日になりますので、25日から今度は配送袋詰め作業等がございます、実際に各家庭に回覧なるのが10月からという形になりますので、募集期間を10月からですね、10月の30日まで、意見募集を10月30日までということにいたしまして、その後、11月に入りまして、その意見をまとめまして、11月の5日頃ですね、委員会を開催しまして、その中で、公述人について選定をお願いしたいというふうに考えております。

その後公述人に通知をいたしまして、12日ぐらいまでに出席の確認をいたしまして、11月の16日の日曜日に公聴会を開催してはどうかというふうな案でございます。

以上がですね、資料についての内容でございます。

それから、もう一つお手元に別な資料がございます、ちょっと厚い資料なんですけれども、こちらは流山市ですね。議会改革度ランキングのナンバー1になった流山市なんですけれども、ここでも議員定数に関する特別委員会ということで、昨年度から25年の6月からですね、ことしの3月ごろまで特別委員会を開催して、定数について検討した経過でございます。それについての最終的な委員会としての意見の報告書になります。内容については、その特別委員会の開催の内容とか、あとはその公聴会での実施の段取りっていうか方法と、あとは最終的な委員会としての意見がこちらに掲載しております。最終的な流山市の定数特別委員の調査の結果についてですが、7ページに、それちょっと載っているんですけども、よろしいでしょうか。その資料の7ページの中段から上のところに議員定数等に関する特別委員会における結論ということがございまして、まず議員定数については、議員定数等に関する特別委員会という一つの結論に集約せず、各委員の意見を併記することで検討を終了する。各委員の意見は下記のとおりということで、その下にずらずらと各委員の意見が掲載されております。最終的には、特別委員会のほうで結論は出なかったということでございました。

議員報酬についても、ここにありますように、定数と関連して議論をしてきたが結論に

は至らなかったということで、ずっと議論、1年間以上議論してきたんですが、最終的な結論が出なくて、それぞれの意見をまとめた報告書ということになっております。その各委員の意見もですね、委員の意見も結構、大変参考になりますので、こちらの方もその定数の考え方等についてですね、これから議論していくのにご参考にさせていただきたいと思っております。

それで、最終的には流山市では3月の定例会で議員定数についての決着というか結論をしたわけですが、この特別委員会の意見としては、結論は出せなかったんですが、議員提案により、2名減と4名減の定数の改正の条例改正案が出されました。ですが、いろいろさまざまな審議をした結果、最終的には現状維持っていう、どちらも出された条例改正の議案については否決されて、最終的には現状の定数どおりというふうな結論になったというふうに聞いております。

こちらの資料も参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局のほうから説明がありましたが、ご意見ありませんか。

小宅委員 はい、ご説明ありがとうございました。公聴会を実施されるということで、それに対して異論はないんですけども、ただ、現状をですね公聴会で聞いて、そこからどうするかっていうと、やはり流山でもそうだったように、そこからは、もうどうにもならないと思うんですね。もし、公聴会をやるのであれば、1回、委員会で一つの案をつくって、例えば20名なら20名、報酬は、わからないですけども3万円アップなら3万円アップという案をつくって、それに対してどうですか。って聞くのであれば、これ、一定の成果はあると思うんですが、現状についてどうですかっていう質問は、感じ方、人それぞれ無限になってしまうので、ちょっとどうなのかなという、気がするんですが、いかがでしょうか。

次長補佐 はい、言ってることは理解できます。公聴会でまず賛成反対というのを問うということでございますので、ある一つの原案があってそれについて、賛成するか反対するかっていうのが、本来の公聴会で意見を問うというふうな部分であると思っておりますが、この議員の定数とか報酬についてはですね、今、特別委員会の中でも結論はまだ出されていないところでございまして、その結論を出す前にですね、できるだけ意見を聞こうという形で、開催するというのを考えております。

この流山市でやったのもやはり同じで、流山市はその特別委員会で意見交換会とか、あとはこの公聴会とかアンケートとか、いろいろやって、最終的な結論は出なかったということですが、それらの意見とかアンケートの結果とか、そういうものを勘案して、最終的に委員会としての結論をまとめていこうというふうな形で実施してございましたのでうちの議会としても、今のところその確たる結論どうすべきという結論は出てない中で、ですね、色々な意見を聞きながら、それを参考に意見をまとめていくという形でもよろしいのかな、ということでもちょっと考えてみました。

小宅委員 委員会、これまで、きょう4回目ですか、やってきて、その中でじゃ、どういうふうにまとめていくかっていう話までは、まだ委員会ってないと思うんですね。その前に、やはり市民の意見を聞いてみようということはわかるんですけども、聞いてしまったためにますます決まらなくなるっていうことも想定はあると思うんですね。一つの借りの案としてですね、(案)として、やはり一つ出してからの公聴会じゃないと意味がないんじゃないのかなというふうには私は思うんですけども、いかがでしょうか。

寺門委員 私も公聴会を開くのは賛成です。というのは、それぞれですね、各議員の方は個人的にはいろんな人から、高いだ、安いだってお話は聞いてると思うんですけども、やはり一度、公の場でですね、きちっと、じゃ、私はこうでこうでこうなんで、多いだ、少ないだのというお話を聞いておきませんか、それも傍聴者もたくさんいてですね、ほんとは公開で最も大きな場でやればいいんでしょうけれども、限られた、例えば10名の中で、賛成反対半分半分で聞くということになりますんでですね、きちっとやっぱりそこはどういう意見持ってらっしゃるのか、なんでそう思うのかってのをお聞きした方がいいと思いますね。それはやっぱり聞くべきだと思います。先ほど小宅委員からもあらかじめ我々のほうで一定の固まった意見なり、数についてもお示しをしたほうがいいんじゃないかという話でしたけれども、逆に、示してしまいますと、議会が考えてるんだったらそっちでいいのかなと、その誘導型になってもいけませんので、ここはやっぱり今、どう思ってるかということもきちっと素直に聞いていきたいなというふうには私は考えております。それともう一つ、今回は公聴会は、市民の方の意見なんで、もう一つ学識経験者とかですね。もう既に改革、定数改革やってらっしゃる先進自治体の例という、議会の例ということで、そちらの方の参考意見というの、また別の機会にですね、聞く必要があるなという気がするんですけども、それもちよっとお聞きしたいと思います。以上です。

委員長 ちょっと待ってください。その他に、木村さん意見があれば。

木村委員 私もね、寺門議員と同じように、やはり公聴会でね、皆さんの意見を聞いたほうがいいと思うんです。っていうのは、やはり市民が、その議員を減らせとか、報酬減らせとかそういう声大きいので、やはりこちらで出すんじゃないくて、やはりまず、市民の声をよく聞いてから議論するのがいいかなっていうふうに思います。

委員長 現在の34万5,000円の、22名をベースにして、意見を聞くと。

木村委員 そうです。

委員長 寺門委員の今の意見なんですが、賛成反対5人ぐらいずつというと、そのほかに大学教授や、これに関係した自治体の議員の意見を聞くというのはどうなんでしょう。

笹島委員 あんまり聞きすぎることも、我々特別委員会を持っていて、自分、我々の意思をね、きちんと伝えて、こういうふうにしよという、それもなく、外からの、これ公聴会もいいことなんでしょうけど、やっぱりいろんな人が来るんで、偏った考えの方、結構多いと思うんですね。まず、言いますよ。議員定数を減らせ、税金の無駄遣いだ。今言ってい

た報酬も減らせと、大体、今の世の中みんなそうですから、我々はね、今言っていた、この自分のことは自分で決めなきゃいけないという強い意志を一つ持っていかなきゃいけないということも大事だと思うんですね。

あんまりちょっと聞き過ぎるのも、今言ってた混乱に陥って、じゃ、そっちの方に普通の方がこう言ってくればいいんですけど、偏った人があれると、そっちの方になびいちゃって、意思がころっと変わってしまっ、我々ほら、選挙で選ばれる人間だから、やっぱり皆さんのね、顔色うかがいながらしなきゃいけない部分ってあると思うんで、とりあえず、自分のことは自分で決めていくという強い意志を持っていかなければ、何のためにじゃ今言ってた削減するのか、なんのために報酬あげるのかっていう、たぶん話だと思うんですね。それを自分自身で、皆さんで話し合っってという、そういうことが1番大事なベーシックなもんだと思うんですけど、それもね、いまだかつて固まっていないのに、皆さんの意見を聞こうっていうあれでは、言われっぱなしですよ、人は好き勝手なこというからね。それでみんな混乱きたしちゃって、またふりだしに戻ってと、いうふうで結局何もできず、流山じゃないけどさ、なにもできず、もとに戻って何だったんだろうね、この1年間はっていうふうにならないようにしてもらいたいってというのが、私の意見なんですけどね。

委員長 そうすると、結論は、公聴会も、必要ないということなの、この公聴会は。今説明、補佐からあったけど。

笹島委員 結論からいうと、私、必要ないと思うんですよ。自分の意思も固まってないのに、やっぱり、今言った、人の話聞くことも大事かもしれないけど、それから、ここでね、どーも、何回もやってもどうも進んでいけない。じゃ、市民の意見を聞いてみようというんだったら、参考で聞いてみるとわかるんですけど、こちら意見も聞かないで他の意見も聞いてみようとなったら、ぐちゃぐちゃになると思うんです。というのは目に見えてるんで、私あんまり聞きたくないですね。

委員長 これは、補佐の説明があったとおり、反対の人も5人なら、5人、賛成の人も5人という、偏った意見ということではないと思うんですよ。それはつけ加えておきます。

小宅委員 笹島議員からありましたが、みずからというところで、そのこれもととも、その定数を変えようというところは、議会の中の自浄能力だと思うんですよ。自分たちで、市民からどうこう言われる前に、自分たちで変えていこうというところだと思うんですね。その自浄能力が果たして自分たちが、市民とどのぐらい近いのか、それとも乖離してるのかっていうことを、知るために公聴会であれば私は非常に賛成でございます。例えば何人減らしましたと、これについて、皆さんどう思いますかということの公聴会であれば、非常に有意義だと思うんですが、何もないところで、今現状どう思いますかという公聴会は、果たして意味があるのかなというところ、こういう委員会、この委員会の中でも、皆さんどう思いますかっていうところで、皆さんいろんなばらばらな意見をお持ちの中でも、あ

れなのに、市民が、現状維持の人だからといってみんな同じ意見とは限らないでしょうし、それはどうなのかなと思うんですが、だから一つの、やはりその自分たちの自浄能力がどれだけ市民と合ってるか、もしくは乖離してるかって、知るための公聴会の方が意味があるんじゃないかなというふうに思います。

綿引委員 那珂市の議会基本条例で第11条でもう公聴会を活用するものとするってうたっちゃってるわけですから、とりあえず、公聴会をやらないわけにはいかないと思います。やるに当たって、小宅委員の意見では、まず、議員定数等調査特別委員会の意見を決めておいて、それを市民に問う、こういう方法がいいのではないかというご意見ございましたが、私は、やっぱり公聴会を開くときには、あくまでも白紙の状態で、広く市民の意見を問う、かくありきってというのは、それはそれで持つべきだと思いますけども、一応、公聴会では、かくありきはおさえておいて、広く市民の意見を問うという姿が望ましいのではないかと思います。以上です。

副委員長 今、綿引議員が言われたように、これやっぱり基本条例で決めてあります。それで、要するに我々が議員定数、あるいは給与をどうするかということのをこれから考えていかななくちゃなんないんですね、12月の議会までには、議長にあれしなくちゃなんない。やっぱり市民の意見というのを賛成であろうと反対であろうと、その意見は真摯に聞いて、その上で、さらに我々がその議員定数をどうするか、議員報酬どうするかっていうのをこれから考えていけばいいのであって、公聴会は、事務局が提案したように、タイムスケジュールも大体、今やるかやらないか決めないと間に合わない。こういうスケジュールで、ぜひやっていただければありがたいなど、各委員にはお願いをいたします。

木野委員 公聴会は基本条例に書いてあるので、やらなくちゃならないというのはわかるんですけど、ただ、12月にまとめるわけですよ。そうすると11月16日あたりで、公聴会をもってまとまるのかどうかというのがちょっと一つ心配なんですけど、そのへんはどうでしょうか。

委員長 スケジュール的には、補佐どうでしょうね。どうでしょうこれね、11月、12月議会。

次長補佐 はい、当初のスケジュールでは、大体12月ぐらいである程度の方針案をつくって、あとはそのパブリックコメントまでは書いてなかったと思うんですけども、その結果について、パブリックコメントをやって3月までには最終的に決定して3月で条例改正等を実施していくというような予定でございますが、おおむね、最終的には3月ぐらいまでにはその定数とか報酬の決定をしていくということで考えると、必ずしも12月中に決まらなくてもというような、ある程度の余裕はあるかなというふうに感じます。最終的には3月ぐらいまでを目指し、目標としていきたいなというふうには考えてるんですけども、あとは皆さんの検討の進捗状況とか、そういう部分で、多分いろいろ意見はでると思いますんで、定数とか報酬になると、その辺がどの程度までまとまるかっていう形だと思います。

笹島委員 私の考えで申し訳ないんで、偏った考えかもしれないんですけど、できれば早く決

めて、すっきりしたいんですよね。要するに、定数は削減するのか。どのくらいにするのか。報酬は、上げるのか下げるのか、上げるんだったらどのくらいあげるのか、できれば今日、決めたいんだけどね。

委員長 今日、公聴会をやるかやらないか。やるっていう意見が多いんですが、もう少し時間を割いて、今日、定数を決めるとか、報酬を決めるということじゃないんですよ。

笹島委員 それで、腹を決めて公聴会に臨む分には構わないんですけどね。っていう意見なんですよ。公聴会は基本条例なんかとあったから、じゃ、それやりましょうと、じゃ、今日、今言った2点決めて、決まんじゃないかもしれないよ、もう具体的にさ、申し訳ないけど、具体的な数字を出して、もうそれで大体腹を決めたいなっていうのは、私の考えなんですけど、いつまでもぐずぐずして、またね、それが我々も忙しいですから、やっぱり12月リミットと決めたんだから、12月までには決めておきたいっていうのは、私の考えなんです。すいません、ざっと話して。

寺門委員 笹島委員はもうすぐにでも決めたいというお話ですが、これは市民の公聴会やってお聴きしてるということも非常に大事なんで、これを聞いてからじゃないと。皆さんだって、それぞれご意見を持ちですけれども、本当にじゃ皆さんがた、我々も含めてね、喧々諤々の議論したのかっていうこととなりますんで、そうやらないと決まらないと思うんですよ。それは、今日決められるかという、決められませんし、本当にじゃ、今の議会とこれからの議会でやんなくちゃならないことっていうのは、基本条例でもね、政策提案やってくんですよというふうに決められてます。これやるには非常に大変な労力がいるということもありますんですね。そこはきちっと、じゃ我々、次のこれからの仕事をどうやってくんだというのと、後継者も含めて、広い意味ですすね、きっちり議論していかないとすね、じゃ、市民が減らせっていうから、じゃ減らしましょうというんで、幾つかの自治体ね、大宮とか太田とか、古河なんかもそうですけれども、予算が節約できればそれでいいでしょうみたいな決め方してますけれども、決してそうじゃないと思うんですよ。

やっぱり、これは時間かけてやるべきだと思いますんで、今日の今日とか性急にならずにすね、一つ議論して、やって決めていったほうがいいなというふうに思ってます。以上です。

委員長 どうですか。公聴会については、先ほど、事務局からも説明がありました。スケジュール的にはいっぱいいっぱいかなと思うんですが、開催をするということで、賛成の方。じゃ、公聴会については、開催するということに決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長 公聴会開催についてはすね、議会全員協議会に報告し、議長の承認をいただいた上で、実施をしてまいります。よろしく願いをいたします。

小宅委員 はい、公聴会には賛成ですが。このお知らせ版、今、拝見したんですが、これ今から説明あるんですか。それとも、このままであれば、今質問したいんですけど。よろしい

ですかね。意見を募集する案件っていう部分なんですけど、議員定数22名について、賛成で反対増員減員と、議員報酬月額34万5,000円に賛成、反対、増額減額ということで、この組み合わせでいくと、賛成賛成、賛成反対増額、賛成反対減額というふうに行くといくつ通りの意見とか、9通りの選択肢なんですね。果たしてこの聞き方でいいのかということ、ちょっと検討すべきではないかなと思いますけども、わかりやすく言うと、議員定数現状には賛成で、議員報酬は、減額したほうがいいのか、議員定数には反対だけど、議員報酬は現状のほうがいいのか、その組み合わせでいくと。

委員長 先ほど説明あったとおり、議員定数に反対の定数削減か、と議員定数と報酬は別に公述人を選ぶと、ということになると思うんですよ。午前中と午後、先ほど説明、補佐からあったように。

小宅委員 じゃまったく別の人をとということですね。

委員長 午前中は、減らした方がいいと、あるいは増やした方がいいと。現状維持も当然含めて、それで、5人5人ぐらい。午後は報酬がそれではすくないんじゃないか議員さん、いう人もいると思うんですよ。いや、多いもって減らせという人がいるかもしれないけど。そういうふうになるから、9通りにはならないと思うんだ。そうだよ、確認するけど。

次長補佐 ちょっとこのお知らせ版の原稿ですね、これ今修正中でございまして、基本的には今、委員長がおっしゃったように、議員定数についてと、報酬については、1件1件別に申請をしてもらう形になります。これ読むとちょっと別々についてのは、1、2あわせて申し込む場合は、1と2を分けてそれぞれに申し込みをお願いしますということですので、基本的に定数で一つ、あとは報酬で一つという形で、ふたつ出す場合には、1個1個出していただきたいというふうに考えております。

ですから、1と2を一緒にこっちは賛成、こっちは反対という形じゃなくて、それぞれ別に分けて、これに対してとこれに対して別々でお願いしたいというふうに考えております。書き方もちょっと修正させていただきます。

小宅委員 そうすると、1と2両方で人は原則いないということよろしいんですか。いるかもしれないですか、でも、であれば、多分両方出ますよね。普通の人は、

委員長 それは、ここで、はっきりは。

副委員長 人選は委員会だから。

寺門委員 これは市民に対しての案内はお知らせ版だけではないですよ。というのは、ちょっとお知らせして最悪の状態を想定すると20人もいませんでしたという話になっちゃうと具合悪いんでね。

そのほか、例えばホームページ、あとなんでしたっけ。お知らせ版。いくつか、ちょっと有効なお知らせの手段をもう少し加えた方がいいなという意見なんですけど、どうでしょうかねその辺は。

次長補佐 このお知らせ版以外には議会のホームページを考えております。議会だよりなんで

すけれども、議会だよりの発行が今の予定ですと10月の20日ごろの発行になってしまうんで、それではちょっと間に合わないかなって感じがしますので、一応、お知らせ版とホームページを今のところ考えてます。

委員長 ほかにないですか。

笹島委員 さっきから言ってるんですけど、その皆さんは、この前聞いたんだけど、定数削減ってということで20名とか、18名っていうみんな聞きましたよね。大体、それはわかりました。今度は報酬、これ聞いていないよね、金額までね、今日大体、私ごめんなさいね、報酬上げてほしいんですよ。5万円ね、もうはつきりいうけどね。そういうことも聞きたいんですよ。この委員の意見がわからないんです、全然、報酬を下げるのか。今ね。だから全然わかんないんですよ。

委員長 今って言うわけにいかないけど、これからむろん特別委員会何回かやりますので。

笹島委員 その気持ちがわからないんだよ、だから。公聴会やるのはわかるんですけど、その前の委員のね、考え方を私は、参考に聞きたいんですよね。できればね。

委員長 じゃ、次回しましょう。それは、報酬の件は。今日は、公聴会について開催するか、しないかと。皆さんの意見聞いたら、聞きまして、開催するというので、全員賛成のようですので、そのように決定をして、時間も、過ぎましたので、ここで議員定数等調査特別委員会を閉会したいと思います。

たいへんごくろうさまでした。ありがとうございます。

閉会の宣告（午前11時55分）

平成26年10月21日

那珂市議会 議員定数等調査特別委員会委員長 加藤 直行